

鹿児島県建築物等木材利用促進方針

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、建築物等における木材利用の促進を図るため、建築物における木材利用の促進の意義及び基本的方向、建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物における木材利用の目標等、建築用木材（法第 2 条第 4 項に規定する建築用木材をいう。以下同じ。）の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項、その他建築物等における木材利用の促進に関し必要な事項を定める。

第 1 建築物における木材利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物における木材利用の促進の意義

本県においては、県土の 65% が森林であり、その半数を占めるスギ・ヒノキ等の人工林が着実に充実し、本格的な利用期を迎えている。

これらの資源を積極的に活用し、木材の需要を拡大することは、地域社会の維持・発展に寄与する林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の発揮や地域経済の活性化に資するものである。

木材は、長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、製造時のエネルギー消費が少ないこと、再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有していることに加えて、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果などが高いほか、木の香りで人をリラックスさせる効果も期待されている。

このため、木材利用を促進することは、脱炭素社会の実現はもとより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成にも貢献する。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。

こうした中、平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定され、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。また、近年は、強度等に優れた建築用木材である CLT（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化がなされるとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらかしでの木材利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、全国的に民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このようなことから、公共建築物のみならず、これまで木材利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

(注) 本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

2 建築物における木材利用の促進の基本的方向

1 の建築物における木材利用の促進の意義及び法第3条に規定する基本理念を踏まえ、県、市町村、事業者は、以下のとおり建築物における木材利用の促進に取り組むものとする。

(1) 木材利用の促進に向けた各主体の取組

① 県の取組

県は、国の施策に準じて、建築物における木材利用の促進に関する施策を策定し、実施するとともに、自ら整備する公共建築物において、率先して、木材の利用に努めるものとする。

また、民間建築物における木材利用が促進されるよう、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に努めるものとする。

さらに、市町村との連携を緊密にし、木材の供給体制整備や木材利用に関する情報提供など、木材利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

② 市町村の取組

市町村は、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められるため、市町村の区域内の建築物における木材利用の促進に関する方針（以下「市町村方針」という。）の作成に努めるものとする。

また、市町村は、市町村方針に基づき、率先して、その整備する公共建築物における木材利用の促進に取り組むほか、民間建築物における木材利用が促進されるよう、県との連携を緊密にし、木材の調達や支援措置等に関する情報提供など、木材利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

③ 事業者の取組

建築物を整備する者や林業事業者、木材加工業者、その他の関係者は、本方針及び市町村方針等を踏まえ、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国、県及び市町村の実施する木材利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における木材利用の促進に協力するよう努めるものとする。

また、林業事業者、木材加工業者、建築物における木材利用の促進に取り組む設計者等にとっては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

(2) 関係者相互の連携及び協力

建築物を整備する者、林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、(1)の各主体の取組の実施に当たり、本方針及び市町村方針等を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(3) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材利用に当たっては、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業事業者や木材加工業者その他の関係者は、木材利用が促進されるように木材の安定供給に努めるとともに、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物を整備する者は、木材利用に当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、「鹿児島県環境物品等調達方針」に基づく環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

(4) かがしま材の利用促進

建築物を整備する者は建築物における木材利用に当たっては、とりわけ地域の木材を利用することが、地域経済の活性化はもとより、森林の適切な整備につながり、脱炭素社会の実現に資することを踏まえ、県内で生産・加工されたかがしま材を積極的に利用するよう努めるものとする。

(5) 県民の理解の醸成

建築物における木材利用を広く、効果的に促進するためには県民の理解の醸成が不可欠であることを踏まえ、県は、建築物における木材利用の促進の意義等について県民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

第2 建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

県は、建築物全体における木材利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、CLTや木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中高層木造建築物等の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材の育成に努めるものとする。

また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

2 住宅における木材利用の促進

県は、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し木造住宅等に関する情報提供や、建築の担い手の育成等に努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

県は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

県は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

県が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

4 公共建築物における木材利用の促進

(1) 木材利用を促進すべき公共建築物

木材利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

① 県又は市町村が整備する公共の用又は公用に供する建築物

県又は市町村が整備する建築物であって、広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、県又は市町村の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等。

② 県又は市町村以外の者が整備する①に準ずる建築物

県又は市町村以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病

院・診療所，運動施設（体育館等），社会教育施設（図書館，青年の家等），公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）。

(2) 公共建築物における木材利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物においては，建築用木材としての利用はもとより，建築用木材以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せて，その促進を図るものとする。

具体的には，積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに，木造化が困難と判断されるものを含め，内装等の木質化を促進する。

また，公共建築物において使用される机，椅子，書棚等の備品及び紙類，文具類等の消耗品について，木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るほか，木質バイオマスを燃料とするボイラー等の導入等について，木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ，その促進を図るものとする。

(3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物をめぐっては，平成 12 年の建築基準法の改正により，特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても，国土交通大臣の認定を受けた構造方式の採用などにより木造化することが可能となっているが，中高層建築物等においては，断面積の大きな木材を使用する必要があることや，施工者が限定された工法を用いる場合が多いことなど，現状では，コストや技術の面で木造化が困難な場合もある。

公共建築物の整備においては，平成 22 年の法施行以降，一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが，今般，脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため，進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ，計画時点において，コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き，(1)の木材利用を促進すべき公共建築物において，積極的に木造化を促進するものとする。

5 木材利用の促進の啓発

県は，ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例の紹介等により，木材利用の効果について積極的に県民への普及啓発を行う。

建築物における木材利用について広く県民の関心と理解を深めるため，特に，木材利用促進の日（毎年 10 月 8 日）及び木材利用促進月間（毎年 10 月）において，関係団体等とも連携し，木材利用に関する関連イベントの実施，ホームページ等の各種媒体における情報発信等の事業を重点的かつ広範囲に実施するものとする。

また，木材を活用した優良な施設に対して表彰を実施するなど，木材利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し，表彰を行うものとする。

第3 県が整備する公共建築物等における木材利用の目標等

1 県が整備する公共建築物等における木材利用の目標

(1) 木造化の推進

県は、その整備する公共建築物のうち、第2の4の(3)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物については、原則として全て木造化を図るものとする。

(2) 内装等の木質化の推進

県が整備する公共建築物については、可能な限り内装等の木質化を推進するものとし、特に床、壁についての目標は別表1で定める「公共建築物における内装木質化の目標」のとおりとする。

(3) 木製品導入等の推進

県が整備する公共建築物において使用する机、椅子、書棚などの備品の整備に当たっては、可能な限り木製品の導入を推進するものとする。

また、県が調達する紙類、文具類等の消耗品については、間伐材等を使用した製品の購入に努めるものとする。

(4) 公共土木事業における木材利用の推進

山腹・河川や道路など県が実施する公共土木事業については、可能な限り木材利用を推進するものとし、その場合の基準は別表2で定める「公共土木事業木材使用基準」のとおりとする。

(5) 県が補助する公共建築物等における木材利用の促進

県は、市町村等が行う公共建築物及び公共建築物以外の建築物等の整備への補助においては、(1)から(4)に準じて可能な限り木材が使用されるよう、事業主体に要請するものとする。

2 公共建築物等における木材利用の促進のための推進体制等

(1) 推進体制

県は、木材利用を全庁的に推進するため、庁内に「木材利用庁内推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(2) 推進方法

① 関係各課は、その所管する事業について、木材利用の推進方策及び公共建築物等の木造化、内装等の木質化等の可否について検討し、推進部会にその結果を報告する。

② 推進部会は、関係各課の検討結果について、客観的な立場から検討を行い、その結果を推進会議に報告する。

③ 推進会議は、木材利用の推進について総合的な調整を行う。

(3) 関係部等における木材利用推進の取組

各部等においては、本方針を踏まえ、所管する公共建築物等の整備に当たっては、下記に掲げる取組を積極的に推進するものとする。

総務部	県有施設等に係る木材利用（地域振興局関係含む）
男女共同参画局	局内施設等に係る木材利用（地域振興局関係除く）
総合政策部	地域振興関連施設等に係る木材利用
観光・文化スポーツ部	観光施設、文化施設等に係る木材利用
環境林務部	環境施設、林業・木材産業関連施設及び森林土木事業等に係る木材利用、木材製品、木造施設等に関する情報の提供等
くらし保健福祉部	医療施設、保健福祉施設等に係る木材利用
商工労働水産部	企業関連施設、水産施設等に係る木材利用
農政部	農業関係施設、農業土木事業等に係る木材利用
土木部	土木事業、木造住宅の振興等に係る木材利用
危機管理防災局	局内施設等に係る木材利用（地域振興局関係除く）
国体・全国障害者スポーツ大会局	競技会場施設等に係る木材利用
出納局	庁内施設等に係る木材利用
教育委員会	学校施設、スポーツ施設等に係る木材利用
県警察本部	警察関係施設に係る木材利用
県立病院局	県立病院関係施設に係る木材利用

第4 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

建築物における木材利用を促進するためには、その材料となる建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要となる。

また、比較的大規模なものが含まれる公共建築物における木材利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった構造的特性にも対応した長尺・大断面の木材や、CLT等の建築用木材が、適切かつ安定的に供給される必要がある。

このため、森林所有者や林業事業者、木材加工業者、その他の木材の供給に携わる者は連携して、林内路網の整備や高性能林業機械の導入、施業の集約化等により林業の生産性の向上に努めるとともに、需要者ニーズに応じた木材を低コストで安定的に供給するための木材加工の高度化及び流通の合理化等に取り組むものとする。

また、県は、市町村とも連携し、これら木材の供給に携わる関係者の取組を促進するために必要な施策の推進に努めるものとする。

第5 その他建築物等における木材利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備に当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストや木材利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で木材利用に積極的に努める必要がある。

2 建築物等における木材利用の促進のための推進体制

県は、林業・木材及び建築関係者等で構成される「木材利用推進協議会」を設置し、建築物等における木材の円滑な利用を推進するものとする。

附則

- 1 この方針は、令和4年7月28日から適用する。

公共建築物における内装木質化の目標

木質化が可能な床や壁については、下表のとおり目標を定め、木質化を推進するものとする。

ただし、木質化が可能な床や壁とは、各種法令等の制限がなく、また使用方法等も木質化が可能と判断される床、壁をいう。

区分	木質化の目標	摘要
床	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等は、住戸専用面積の7割以上 ・公営住宅等以外は、延床面積の4割以上 	畳敷きは木質として計上
壁	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等は、住戸専用面積の7割以上 ・公営住宅等以外は、延床面積の2割以上又は、壁面積の3割以上 	

※ 1 公営住宅等とは、公営住宅と共済住宅、職員住宅をいう。

2 住戸専用面積とは、公営住宅等の各戸の専用部分の面積をいう。

<参考> 内装等の木質化を積極的に推進する施設の事例

建築物の用途	内装等の木質化を促進する箇所	
	共通の箇所	施設毎の箇所
庁舎・研修所 交番・駐在所	ホール ロビー 廊下 会議室又は研修室	事務室、応接室、講堂、食堂等
学 校		教室、職員室、進路相談室、図書室、保健室等
体育館		事務室、更衣室等
文化施設（図書館、美術館）		事務室、展示室、資料室、図書室等
集会場		事務室、講堂等
医療施設		待合室、面会室、食堂等
社会福祉施設 （児童福祉施設）		居室、リハビリ室、面談室、娯楽室、食堂等
県営住宅 職員住宅		居室等
宿泊施設		宿泊室、食堂等
展示場 物品販売所 観光施設		事務室、展示室、物販室等
試験研究機関		事務室、展示室等

公共土木事業木材使用基準

第1 目的

この基準は、公共土木事業における木材の使用に関する基準等を示し、間伐材を主体とした県産材の有効かつ積極的な利用を図るとともに、適切な事業の推進に資することを目的とする。

第2 適用

対象とする工事は、県が事業主体となり、国庫補助事業や県単独事業等で施工するすべての土木工事とする。

第3 木製構造物等の使用基準

次のような条件のいずれかに該当する箇所については、積極的に木製構造物等を設置するものとする。

なお、「工種別の木製構造物等使用基準」に掲げる工種については、現場条件等が合致する場合は原則木製とする。

- 1 衝撃緩和や吸音効果など、木材の持つ物理的・科学的特性を生かす必要がある箇所
- 2 河川や溪流など、景観や自然環境に配慮する必要がある箇所
- 3 木材使用により、心理的・生理的な効果を期待する箇所
- 4 土石流等のおそれのない小河川・小溪流や背面土圧の小さな箇所で、木材が腐朽するまでに植生の繁茂等により、その機能の代替が見込まれる箇所
- 5 木材が腐朽しにくい水中や土中など、長期間機能の発揮が期待される箇所
- 6 補修等が容易で、簡易な構造物や仮設物の設置が可能な箇所

第4 使用する木材

使用する木材は、県内で育成、生産され、かつ加工されたものを優先的に使用する。(ただし、県内に加工施設がない場合はこの限りでない)

工種別の木製構造物等使用基準

工 種	木製構造物を使用する現場条件等	構造物の種類	備考
柵 工	・ 景観や自然環境に配慮する必要がある、作用する背面土圧が小さく、木製でも安全性が確保でき、かつ構造物として耐久性を必要としない箇所	・ 木柵工	
	・ 法勾配が 1 : 0.5 より緩勾配の箇所で設計流速 4 m/s 以下の河川	・ 杭柵工	
	・ 景観に配慮する必要がある、法面の維持管理が軽減される箇所	・ 竹柵工 ・ ネット柵工	
	・ 景観や自然環境に配慮する必要がある、主として出入りを防止することを目的とする箇所	・ 木製防護柵工	
沈床工	・ 出水時に河床、溪床の洗掘が予想される箇所で、設計流速が 6 m/s 以下の河川	・ 木工沈床工	
防風工	・ 越波の影響を受けにくく補修が容易である箇所、または、植栽地に施工する防風工	・ 防風ネット工 ・ 竹簧防風工 ・ 木製防風工	
植栽工	・ 木チップの流出や散乱対策の講じられる箇所、または、景観や自然環境に配慮する必要がある箇所	・ 木チップマルチング	
		・ 木製支柱	
公園緑地工	・ 景観や自然環境に配慮する必要がある維持管理等が容易である箇所	・ 木製階段工 ・ 四阿、休憩所 ・ テーブルベンチ ・ 案内板・簡易柵	
仮設工	・ イメージアップ経費を計上している箇所	・ 工事中案内板 ・ ゴミ箱 ・ 仮囲い（簡易柵）	
	・ 現場条件に合致し、安全が確保できる箇所	・ 仮設防護柵工	
型枠工	・ 一般型枠（型枠用合板）を使用する場合は、原則としてスギ又はヒノキ複合合板型枠を使用する。		

《準用項目》

以下の工種（構造物）については、過去に設置した施設の経過や、将来的な維持管理を考慮して、支障がない場合は、原則使用する。

工 種	木製構造物を使用する現場条件等	構造物の種類	備考
切 土	・ 景観や自然環境に配慮する必要がある箇所、または、表面浸食防止を目的とした吹付工と併用し、設置することによって法面の維持管理が軽減される箇所	・ 木製法面パネル工	